

桜井市立三輪小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を含む基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長及び人格の形成等に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから本校では、いじめの問題について全ての教職員が、

○「いじめは極めて重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない犯罪行為である」という強い認識を持つ。

○「どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる問題である」という危機意識を一人一人の心に刻む。

○「いじめられている児童を守り抜く」という強い信念を持つ。

という姿勢を基盤として、学校長を中心とした組織的な活動を行うとともに、家庭、地域と連携を密にして継続して、未然防止、早期発見・早期解決に取り組むことが重要であると考え。そして、本校のすべての児童にとって安全であり安心できる、一人一人の人権が保障され明るく生き生きとして豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「三輪小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童、教職員の人権意識を高める。
- 校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1 いじめの問題に対する基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法2条」より

と定義されている。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。学校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義を限定的に捉えるのではなく、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って特定の教職員によることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して事実関係を確かめ、対応に当たる。

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
いじめは加害児童等や被害児童等が入れ替わるといことが起こり得る。それ故に加害者や被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするだけでなく、常に全ての児童の様子に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- いじめは見えにくい。それ故「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さないようにしっかりと見極める。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- 校外で起こるいじめもあることから、日頃から家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための指導体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。 【別紙1】

(2) いじめ防止等に係わる年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係わる年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等留意する。 【別紙2】

3 いじめの問題への取組

(1) いじめの未然の防止ために

—— <いじめの起こりにくい学校・学級とは> ——

子どもたちや学校・学級の姿

- 失敗したことを批判するのではなく、励まし合う雰囲気がある。
- 子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- 授業が分かり易く楽しく行われている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るく挨拶を交わす。
- 児童会活動や委員会、係・当番活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 学校や教室が清潔で、美しく整頓されている。
- みんなで仲良く楽しい給食の時間を過ごしている。
- 地域の人や保護者が連携をとり、学校活動に協力的である。

教職員の姿

- 全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解のもと、共通実践が行われている。
- 教職員が子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞く。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声を掛け、一人の人間として接する。
- 教職員は、自らの言動が子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。
- 教職員が明るく元気である。 (桜井市の「いじめを許さない学校づくりのために」から抜粋)

【児童に対しての取組】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・「わかる授業」「楽しい授業」を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。児童が自己実現を図れるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・道徳、人権教育、学級会活動、授業等、すべての教育活動の中で、「正義感や公正を重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」等の道徳性を育み、実践力を育てる。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・児童会活動を活発化させ、子どもが主体的に活動する力を高め、自浄力を付ける。また、委員会活動、係・当番活動等を通して、責任感を持たせる。
- ・体験活動や授業を通して、自分の思いや考えを伝え合い、コミュニケーション力を高める取組を積極的に行う。
- ・見て見ないふりをすることは、いじめをしていることにつながることや、いじめを受けている本人はもとより、いじめを発見した者がいじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる大切な行為であることを日頃から指導する。

○学校や教師への訴え ○友達や保護者への訴え ○関係機関への訴え

【教職員がなすべきこと】

- ・児童一人一人をよく観察し、小さな変化や些細な言動からいじめに気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努める。コミュニケーションの機会を積極的にとり、児童との信頼関係を築く。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢を持っていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。

【学校として、なすべきこと】

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・子どもに自浄力を付けさせるせ、「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。

- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

【保護者・地域への取組】

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、学級懇談会、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。

(2) いじめ早期発見・早期対応

【早期発見を】

- ・児童の会話や行動の中からサインを見逃さないよう、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童に対して、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・年3回のアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・教職員間・保護者・地域との良好な関係を持ち、広く情報を収集することに努める。

【早期対応から解決まで】

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職に報告するとともに、全教職員が情報を共有するようにする。
- ・教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携しあっていくことを伝えていく。

(3) 再発防止

- ・早々にいじめが解消したと判断せず、引き続き十分な観察を行い、折にふれて必要な指導を継続的に行う。
- ・いじめられた、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

- ・いじめの発生を機会として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを見直し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 重大事態への対応

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに桜井市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決にあたる。

なお、事態によっては、桜井市及び桜井市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ問題の相談窓口

○ 24時間いじめ相談ダイヤル(県立教育研究所)	Tel. 0570-078310
○ 電話教育相談「あすなろダイヤル」(県立教育研究所)	Tel. 0744-34-5560
○ 安心子育てダイヤル(子ども家庭局)	Tel. 0744-21-0852
○ こども人権110番	Tel. 0120-007-110
○ ヤング・いじめ110番 (県警・少年サポートセンター)	Tel. 0742-22-0110
(中南和少年サポートセンター)	Tel. 0744-27-4544
○ 奈良いのちの電話協会(社会福祉法人)	Tel. 0742-35-1000
○ 桜井市青少年センター	Tel. 0744-42-0852
○ 悩みならメール	soudan@soudan-nara-mail.jp